

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】 3
- 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】 6
- 北九州市客引き行為等の適正化に関する条例の一部の施行期日を定める規則【市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課】 9

◇ 告 示

- 客引き行為等禁止区域の指定【市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課】 10

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

北九州市職員の定年等に関する条例等の一部改正に伴い、次に掲げる関係規則を改めることにしました。

- (1) 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則
- (2) 北九州市職員退職手当支給条例施行規則
- (3) 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
- (4) 勤務時間等の特例に関する規則
- (5) 東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則
- (6) 北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則

この規則は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴い、次に掲げる関係規則を改めることにしました。

- (1) 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則
- (2) 北九州市職員退職手当支給条例施行規則
- (3) 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

この規則は、令和5年4月1日から施行することにしました。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第45号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和38年北九州市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条ただし書、第3条の2、第3条の3ただし書、第7条第2項本文、第1号及び第2号並びに第10項、第7条の2第1号及び第2号、第10条の2第2項、第11条第1項、第16条第1項第2号、別表第1の備考各号列記以外の部分並びに別表第3の4の項、8の項、9の項及び18の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第2条 北九州市職員退職手当支給条例施行規則(昭和38年北九州市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「次」の次に「の各号」を加え、同項第2号中「100分の2」を「100分の3」に改める。

(北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年北九州市規則第88号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第6号中「第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

第4条 勤務時間等の特例に関する規則(平成3年北九州市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表の注書第11項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則の一部改正)

第5条 東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則（平成23年北九州市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正）

第6条 北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和元年北九州市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第9条第1項各号列記以外の部分中「第8条の3」を「第8条第14項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年北九州市条例第20号）付則第23項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、同条例付則第21項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、第1条の規定による改正後の北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定を適用する。

（北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

3 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条第2項第6号の法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同号の規定を適用する。

（勤務時間等の特例に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の勤務時間等の特例に関する規則の規定を適用する。

（東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、

第5条の規定による改正後の東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則の規定を適用する。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第46号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和38年北九州市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項ただし書中「勤務時間」の次に「(地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認(以下「高齢者部分休業の承認」という。))を受けた職員(以下「高齢者部分休業職員」という。))にあつては、勤務時間から高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。以下「勤務時間等」という。)」を加える。

第7条第2項本文中「前項」を「前項本文」に改め、「育児短時間勤務職員等」の次に「、高齢者部分休業職員」を加え、同項各号中「育児短時間勤務職員等」の次に「、高齢者部分休業職員」を加え、「の勤務時間」を「の勤務時間等」に改め、同条第4項中「勤務時間」を「勤務時間等」に改め、同条第6項第2号アからウまで以外の部分中「育児短時間勤務職員等」の次に「(高齢者部分休業職員である者を除く。))」を加え、同項第3号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改め、同条第10項中「育児短時間勤務職員等」の次に「、高齢者部分休業職員」を加える。

第7条の2本文及び各号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

第10条の2第2項中「60日(」及び「以上の」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める率」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 高齢者部分休業職員(育児短時間勤務職員等である者を除く。)
、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員 条例第2条各項(第3項を除く。)の規定により定められたその者の勤務時間等を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た率
- (2) 高齢者部分休業職員(育児短時間勤務職員等である者に限る。)
条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間等を同項

の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た率

第11条第1項中「30日（」及び「以上の」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第10条の2第2項各号に定める率」に改める。

別表第1の備考各号列記以外の部分中「育児短時間勤務職員等」の次に「高齢者部分休業職員」を加え、同表の備考第2号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

別表第3の4の項中「5日（」及び「以上の」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第10条の2第2項各号に定める率」に改め、同表の8の項中「3日（」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第10条の2第2項各号に定める率」に改め、同表の9の項中「5日（」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第10条の2第2項各号に定める率」に改め、同表の18の項中「6日（」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第10条の2第2項各号に定める率」に改める。

（北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正）

第2条 北九州市職員退職手当支給条例施行規則（昭和38年北九州市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

3 退職した者の基礎在職期間に地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間のある月（以下「部分休業月」という。）が含まれる場合における条例第6条の7第1項に規定する退職手当の調整額の計算については、次の各号に掲げる部分休業月の区分に応じ、当該各号に定める部分休業月をその者の基礎在職期間から除くものとする。

（1） 退職した者が属していた職員の区分が同一の部分休業月がある部分休業月 職員の区分が同一の部分休業月ごとにそれぞれその最初の部分休業月から順次に数えてその者が当該高齢者部分休業の承認を受け

て勤務しなかった時間数を月数に換算した場合の当該月数（当該勤務しなかった時間数を日数に換算した場合の当該日数（当該勤務しなかった時間数を北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年北九州市条例第20号）第4条の2第1項に規定する勤務時間の割振りによる1日の勤務時間で除して得た日数をいう。）を30で除して得た月数をいう。）の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある部分休業月

（2） 退職した者が属していた職員の区分が同一の部分休業月がない部分休業月 当該部分休業月

（北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第3条 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年北九州市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員として在職した期間については、北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年北九州市条例第21号）第3条の規定により給与を減額された期間の2分の1の期間

第14条第2項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例第3条の規定により給与を減額された期間

第14条第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第15条第2項ただし書中「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例の一部の施行期日を定める規則
をここに公布する。

令和4年11月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第47号

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例の一部の施行期日を
定める規則

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例（令和4年北九州市条例第25
号）付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和4年12月16日とする
。

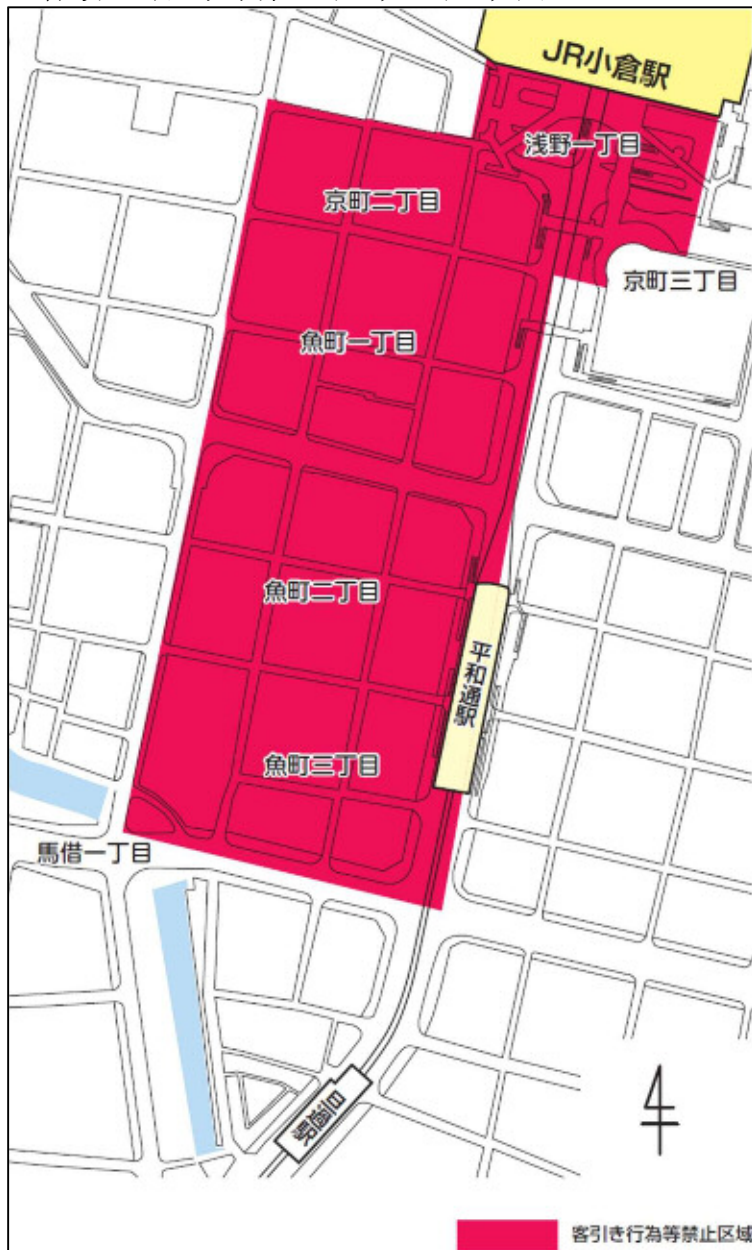
北九州市告示第421号

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例（令和4年北九州市条例第25号）第7条第1項の規定により客引き行為等禁止区域を指定するので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 客引き行為等禁止区域の名称
小倉都心客引き行為等禁止区域
- 2 客引き行為等禁止区域の区域図



- 3 客引き行為等禁止区域の指定年月日
令和4年11月15日